

令和 6 年 5 月 20 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01095

研究課題名（和文）刑事政策に関する世論の多元的構造の探求

研究課題名（英文）Examination on the multidimensional structure of public opinion on criminal policy

研究代表者

佐伯 昌彦（SAEKI, Masahiko）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：10547813

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：人びとの刑罰意識を把握するため、ネット調査を行った。この調査では、抽象的に政策の賛否を尋ねるかたちでマクロ刑罰意識を測定し、あわせて、具体的な事件を前提とした刑罰意見を尋ねるかたちでミクロ刑罰意識を測定した。

得られたデータを分析した結果、マクロ刑罰意識に関しては、国民は厳罰だけを求めているのではなく、犯罪者の再社会化を促進する政策にも賛成しており、世論を専ら厳罰志向的なものと把握することは適切ではないことが示唆された。ミクロ刑罰意識についても、国民は常に厳罰を求めているわけではないことが示され、マクロ刑罰意識における厳罰政策支持とミクロ刑罰意識の関係は限定的であることが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑事政策上の議論に際して、世論は専ら厳罰政策を支持するものとして受け止められてきた。本調査は、国民の刑罰に関する考え方が多様であることを、マクロ刑罰意識とミクロ刑罰意識とを区別しつつ確認した。本調査結果からは、国民の刑罰意識を単純に厳罰志向的なものと捉えずに、その内容を慎重に整理する必要があること、また、厳罰を求める意見が、実際に刑事司法で扱われる事件のどの範囲にまで及ぶものであるのかを慎重に見極める必要があることが示唆される。このように、刑事政策上の議論を行うにあたって世論をどのように整理し、位置付けるかを考えるうえで、本調査結果は参照すべき知見を提供している。

研究成果の概要（英文）： In this research project, a web survey was conducted to examine public attitudes toward punishment. In measuring public attitudes, macro-level attitudes and micro-level attitudes are distinguished. As to the former, people are asked abstractly whether they approve or disapprove of several criminal policies. As to the latter, they are required to think about appropriate punishments on specific cases.

The results of the data analysis suggest that, with regard to macro-level attitudes, the public is not exclusively in favor of severe punishment, but is also in favor of policies that promote the reintegration of offenders, suggesting that it is not appropriate to regard public opinion as being exclusively punishment-oriented. The results of the micro-level attitudes also suggest that the public does not always seek severe punishment, and that the relationship between support for severe punishment in macro-level and the public's opinions on punishment in specific cases is limited.

研究分野：法社会学

キーワード：刑事政策 世論 応報的公正

## 1. 研究開始当初の背景

刑事法の領域において、厳罰化傾向が進んでいると指摘されることがあるが、そのような法改正がなされる際に、そのような厳罰化を支持する国民の意見があると指摘されることがある。このように、国民の世論を1つの正当化根拠としながら厳罰化立法が肯定されることがある一方で、刑事政策上の判断に際しては、十分な知識がない国民の意見を重視すべきではないという批判が加えられることもある。厳罰を求める世論が刑事政策の在り方を大きく規定しているという捉え方はPenal Populismと呼ばれ、日本においてもそのような現象があらわれていることを指摘する議論もある。また、そのように世論に左右されるのではなく、有効な刑事政策を追求すべきであるとしてEvidence-Based Policy Makingの考え方を刑事政策の領域でも実践すべきことが主張されている。このように、刑事政策上の意思決定がどのようになされているか、また、どのようになされるべきかについて様々な議論があるが、多くの議論は、どのような立場に立つにせよ、刑事政策に関連する世論は厳罰志向的であるという事実認識を前提としている。

もちろん、国民が厳罰政策を支持していることは否定しえない事実であろう。このことは、本研究の代表者自身が行ってきた過去の調査でも確認をしている。しかし、他方で、そのことは、国民の要求していることが厳罰だけであるということの意味するわけではない。実際に、厳罰志向的な側面ほどには注目を集めないが、国民が、厳罰以外の刑事政策を支持していることを確認する研究も存在するし、具体的な事件を前提とすると、そこまで重い刑罰を要求するわけではないことを示す研究も存在する。

このような刑事政策を巡る議論状況や、国民の刑罰意識に関する研究動向を踏まえるならば、国民の刑罰意識をより多角的に検討し、その全体像を丁寧に提示する作業が必要であると考えられる。本研究は、そのような問題意識に立つたうえで、国民の刑罰意識の多様な側面を整理して提示することを第一的な目的として計画されたものである。

## 2. 研究の目的

前述した通り、本研究の第一的な目的は、厳罰志向的であると要約されることの多い国民の刑罰意識について、より正確な全体像を描くための実証的根拠を得ることにある。従前の刑罰意識に関する先行研究を参考にしつつ、とりわけ、抽象的なレベルでの刑事政策に関する賛否という次元での刑罰意識(マクロ刑罰意識)と、具体的な事件に対する刑罰反応(ミクロ刑罰意識)を区別しつつ、厳罰志向的な側面以外の国民の意見も補足できるように配慮した調査を行い、国民の刑罰意識を多角的に把握し得る調査を実施することが本研究の課題であった。

また、そのような調査研究の結果を踏まえて、刑事政策を論じる際に、世論をどのように捉え、また政策的な議論の中にどのように位置付けていくべきかを検討することも、本研究の目的である。

このように、国民の刑罰意識の正確な把握と、そのような認識を踏まえた政策論上の示唆を得るという2点が、本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

本研究では、人々の刑罰意識を把握するために、ウェブ調査を実施した。ウェブ調査を実施するにあたっては、刑罰意識に関する既存の先行研究を参考にし、また、社会心理学や政治学のうち世論を把握するために参考となる理論等を参照しながら、質問項目を確定した。

このウェブ調査は、18歳以上69歳以下の日本国民を対象に、2022年12月16日から同月22日にかけて実施された。本調査は、調査会社が利用できる登録モニターに対して調査への参加を依頼するかたちで行われ、最終的に1,056人分の回答を得た。登録モニターを利用したウェブ調査の場合、サンプルの代表性が問題となり得る。さしあたり、本調査では、年齢と性別の構成が国勢調査のそれと合致するように目標数を割り当てることで、この問題に部分的にはあるが対処した。また、本調査では、途中でシナリオ実験が組み込まれており、そのシナリオには8つの条件がある。いずれの条件について回答するかはランダムに決まり、各条件とも年齢・性別の構成が国勢調査のそれと合致するようになっている。

この調査によって得られたデータに対し、国民の刑罰意識がどのようなものであるかを把握するために必要な分析を加えた。これによって、マクロ刑罰意識とミクロ刑罰意識がどのようなものであるかを整理して提示することに努めた。また、このような分析を通して把握された刑罰意識を前提として、刑事政策に関する議論を行うにあたって刑罰意識をどのように把握し、位置付けるべきかについて考察を加えた。

## 4. 研究成果

マクロ刑罰意識を測定するために、刑事政策に関して抽象的にどのような考え方を持っているかを測定した。その際に、単に厳罰政策を支持するかどうかだけを尋ねるのではなく、犯罪者の社会復帰支援等を含む幅広い政策について、その支持度を尋ねた。このような幅広い内容の刑罰意識を測定する尺度として、すでに開発されたものが存在したので(向井智哉・藤野京子(2018))

「刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討」法と心理 18 巻 1 号 54-63 頁）本調査でも、その尺度の短縮版を採用した。それに加えて、犯罪対策一般だけでなく、刑事政策に関連する複数の領域（少年非行、高齢者犯罪、薬物事犯、性犯罪、死刑制度）に関して志向性の異なる複数の政策を提示し、その賛否を問う質問群も用意することで、新しい尺度を作成することとした。

これらによって測定されたマクロ刑罰意識は、既存の尺度を利用した場合でも、新たに用意した尺度を利用した場合でも、因子分析により 2 因子構造であることが確認された。いずれの尺度においても厳罰志向性に関わる因子と、犯罪者の社会復帰を志向する因子とに分かれていた。また、その支持の程度をみても、確かに厳罰志向的な政策への支持の程度は高いが、犯罪者の社会復帰を志向する政策への支持の程度も高かった。このように、国民は厳罰政策を支持するものの、それだけを支持しているわけではないということは、本調査でも確認された。

このように、国民の刑罰意識は単に厳罰的であるわけではないとする指摘はアメリカにおいてもなされており、そこでは、国民の刑罰意識を、有効な犯罪対策を求める実用的 (pragmatic) なものであると捉えるべきであるという指摘もなされている (Scott, E. S., & Steinberg, L. (2008) *Rethinking Juvenile Justice*, Harvard University Press)。日本においても国民のマクロ刑罰意識を実用的なものとして把握できるかどうかを調べるため、厳罰を支持する刑罰意識と社会復帰を支持する刑罰意識の規定要因を探る重回帰分析を行った。その結果、犯罪に対する不安感や、現状の刑事司法の有効性に関する評価などが、これらの意見を規定している可能性が示唆された。これらの分析を通し、国民のマクロ刑罰意識は、厳罰志向的な側面についても、犯罪者の社会復帰を支持する側面についても、実的な性質を帯びていることが示された。

また、ミクロ刑罰意識については、具体的な事件を前提にどのような対応が適当かを尋ねるかたちで測定した。本研究代表者は、以前に行った調査で得られたデータに基づき、少年法の適用年齢を引き下げることによって多くの国民は賛成しており、そのような賛成意見は応報的な性質を帯びていること、しかし、同時に、具体的な事件を前提とすると、刑罰ではなく少年法に基づいて対応するという家庭裁判所の判断について強く反対するわけではないことを示した (佐伯昌彦 (2022)「少年法に対する世論の心理学的検討」法と社会研究 7 号 55-86 頁)。本調査では、家庭裁判所の判断に対する賛否ではなく、具体的な少年事件に対して、自身であればどのような対応が適当と考えるかを尋ねることとした。また、シナリオとしては、特定少年にあたる少年が、原則逆送の対象事件を起こしたものをベースとし、背景事情等を操作することで 8 条件を用意した。このようにシナリオの内容自体が前調査とは異なるため単純な比較はできないが、家庭裁判所の判断の賛否ではなく、自身が適当と思う処分を尋ねる方法を採用した場合であっても、必ずしも刑務所収容を求める意見が過半数となるわけではなく、保護処分の選択率も相当程度高かった。また、条件ごとに反応がどのように異なっているかを調べたところ、事件の背景が抽象的で分かりにくい場合には、事件の悪質性を強調する情報を付加した条件と類似の回答傾向がみられたことから、事件に関する詳細が不明な場合には、多くの国民は悪質なケースを想定しがちであることが示唆された。

以上のように、マクロ刑罰意識とミクロ刑罰意識の両面から国民の刑罰意識の在り様について実証的に探究した。そこで示された国民の刑罰意識の実像を前提とするならば、刑事政策上の議論を行うにあたって、世論の位置付けについては、以下のような注意を要することが示唆されよう。第 1 に、国民の刑罰意識を厳罰志向的なものと捉えることは、国民の刑罰意識を過度に単純化しすぎた捉え方であることに注意する必要がある。確かに国民のマクロ刑罰意識をみると厳罰政策を支持する側面もあるが、それ以外の政策を支持する基盤があることも確認された。そして、そのような基盤は、犯罪問題への有効な対処を求める実的な性質を有している。もちろん、そのような実的な意識を前提に、国民が賛成している政策をすべて肯定することはできず、どのような政策判断をすべきかは、世論の実情を知ることだけから直ちに答えが出せる問題ではない。しかし、少なくとも、刑事政策上の判断を行うにあたって、国民が何を求めているのかについてより正確な認識を有しておくことは、国民の意識を根拠に正当化し得る政策判断の幅を広げ、また、一定の政策を採用する際にどのような説明を国民が要求しているのかを考える手がかりを与えてくれるであろう。第 2 に、具体的な事件においてどこまで応報的な要求が強く表れるかは、マクロ刑罰意識のレベルにおける厳罰志向性と必ずしも明確に連動するわけではないことにも注意する必要がある。国民の厳罰要求を前提とするとしても、そこからどのような改正が要請されているのかは、このようなミクロ刑罰意識の正確な把握を踏まえて慎重に検討される必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐伯昌彦	4. 巻 7
2. 論文標題 少年法に対する世論の心理学的検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 55-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐伯昌彦	4. 巻 134
2. 論文標題 学界展望 Tom R. Tyler & Rick Trinkner, Why Children Follow Rules: Legal Socialization and the Development of Legitimacy (Oxford University Press, 2017, 267pp.)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 717-720
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐伯昌彦	4. 巻 88
2. 論文標題 書評 佐藤伸彦著『裁判員時代の刑事手続に関する法教育基礎理論序説』（ナカニシヤ出版・2020年）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 235-240
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 SAEKI, Masahiko
2. 発表標題 Pragmatic Views on Criminal Policy: Japanese Case
3. 学会等名 Annual Meeting of Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐伯昌彦
2. 発表標題 刑罰意識の構造とネット上の情報環境
3. 学会等名 2023年度法と心理学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 大澤 恒夫、西村 健、飯 考行、平山 真理	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 840
3. 書名 民主的司法の展望 四宮啓先生古稀記念論文集	

1. 著者名 佐藤 岩夫、阿部 昌樹、森 大輔、久保 秀雄、仁木 恒夫、山田 恵子、入江 秀晃、吉岡 すすか、前田 智彦、大塚 浩、見平 典、松原 英世、佐伯 昌彦、武蔵 勝宏、渡辺 千原、平田 彩子、石田 京子、飯 考行、馬場 健一、原田 綾子、高村 学人、飯田 高、長谷川 貴陽史、山口 絢、南野 佳代、尾崎 一郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 320
3. 書名 スタンダード法社会学	

1. 著者名 日本法社会学会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 368
3. 書名 法社会学の最前線	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------